

令和3年4月15日決定

新たな基本構想に基づく基本計画等策定要領

1 新たな基本構想の策定

区では、平成30年9月に、21世紀半ばに向けて区政の未来を描く長期計画とするため、新たな基本構想を策定することを決定した。平成31年1月には目黒区長期計画審議会を設置し、区のあるべき姿・将来像や、その実現に向けて取り組んでいくべき施策の基本的方向について諮問し、約1年間の議論を経て審議会答申が取りまとめられ、令和2年3月に区に提出された。

区では、この答申を尊重しつつ、基本構想の素案をまとめ、パブリックコメント手続により区民意見を反映し、令和3年第1回区議会定例会での議決を経て、令和3年3月10日に新たな基本構想を策定したところである。

2 新たな基本構想に基づく基本計画等の策定

新たな基本構想では、基本構想の下に、構想実現のための政策に関する10か年計画の基本計画、基本計画に定める政策を具体化する5年以下の行財政計画である実施計画を定め、これらを目黒区の長期計画とすることとしており、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定する必要がある。

基本構想では、おおよそ20年先の未来のあるべき姿(まちの将来像)を「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」とし、それを実現するための区政運営の柱となる政策目標として、5つの基本目標を定めている。

新たな基本計画では、基本構想で示した目標の達成に向けて今後区が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、実施計画では、この基本的方向に沿った具体的な施策・事業を提示していく。

3 基本計画の策定期間及び計画期間

(1) 策定期間

新たな基本構想の策定に伴い、現行基本計画の終期を令和3年度まで2年間延伸していることから、令和3年度末を目途に策定する。

(2) 計画期間

令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度までの10か年とする。なお、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4 基本計画の策定方針

基本計画案の作成に当たっては、次の点に留意しながら進めるものとする。

(1) 社会状況の変化

- ア 国際社会が共有する目標であるSDGs（持続可能な開発目標）は、地方自治体においてもその要素を各種計画に最大限反映することとされていることから、SDGs達成に向けた観点を取り入れること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響によって取組が加速された様々な分野でのデジタル化をはじめ、「新たな日常」を十分踏まえた内容とすること。
- ウ 新たな時代に即した行財政運営の観点から、施策・事業の必要性・有効性・効率性・優先性を精査し、時代にそぐわない、又は意義の薄れた施策・事業は積極的に見直すとともに区民サービスの向上、業務改善を図りつつ、新規取組に振り向けるよう、「公がすべきこと、民がすべきこと、ともに連携して進めるべきこと」を基本として行政の役割を明確にしたうえで、施策、組織内人材及び財源について選択と集中を図ること。
- エ 施設整備に係る施策・事業に関しては、区有施設見直し方針及び同計画の内容を踏まえ、時代のニーズに即した最適な施設サービスを提供するとともに、施設の複合化や多機能化、民間活力の積極的活用等の手法を検討すること。
- オ 社会経済状況の変化に関する情報を収集し、現行基本計画の総括の結果と併せて、収集した各種データ等を生かした計画立案に努めること。

(2) 国や東京都等の動向

- ア 国や東京都の施策に関連する施策・事業は、国・東京都の政策や計画の動向等の情報収集に努め、整合を図ること。
- イ 関係機関に関連する施策・事業は、関係機関と十分な調整を図ること。

(3) 幅広い意見の反映

- ア 広範かつ丁寧に区民意見・意向の把握に努めるとともに、陳情、広聴活動、各種区民意識調査その他日常の事務執行の中で得られた区民要望や行政需要の適切な反映に努めること。
- イ 長期計画審議会の答申においては、政策分野別の将来像とそれを実現するための基本的方向として、政策分野を体系的に整理していることから、その趣旨を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症を

契機とした社会変容に対して、適切な対応を図ること。

ウ その他、区の付属機関、諮問機関等からの答申・提言・報告の趣旨の反映に努めること。

(4) 成果指標の設定

ア 計画に基づく施策・事業の目標を示し、進捗状況や成果を客観的に把握するとともに、その後の評価・改善につなげるため、一定の成果指標を設定すること。

イ 成果指標の設定に当たっては、掲げる施策の推進が、SDGsに掲げる17の目標にどのようなつながっているかなどを踏まえ、関連性を整理すること。

(5) 関連計画の整理

ア 計画策定において、人口構造の変化や超高齢社会への対応は、重要な柱建てであることから、第2期の「まち・ひと・しごと総合戦略」を包含する方向で検討すること。

イ 持続可能な行財政運営を図る上では、全般的かつ継続的な事務事業の見直しに取り組んでいく必要があることから、ビルドとスクラップを行財政運営にとって不可分のものと捉え、「行革計画」の内容を包含する方向で検討するとともに、新たな時代に即した行財政運営を進めていくための考え方をまとめていくこと。

5 実施計画の取扱い

現行実施計画は、平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間としており、令和3年度の策定作業に当たっては、次の諸点に留意しながら検討を進めるものとする。

(1) 現行実施計画に掲げる事業のうち、次期の計画期間（令和4年度から8年度までを予定）においても継続すべき事業については、これまでの事業執行状況等を踏まえて事業内容及び事業費の見直しを行うとともに、行政需要の変化、実現可能性、緊急性、優先性等を再検討し、必要な見直しを行うこと。

(2) 新たな基本計画の策定等に伴って実施計画に計上する事業については、次期の計画期間において財源の規模と事業量を明らかにして計画的に取り組む必要のある事業で、次のいずれかに該当する事業を対象として検討すること。

ア 施設整備事業

(ア) 計画期間内に完成し、又は工事や設計に着手する事業（例：新築・改築・大規模改修、公園整備、道路整備など）

(イ) 計画期間内に調査、研究等の実施準備に着手する事業

イ ア以外の事業であって、計画期間内に新たな制度の創設や計画的

な取組が必要な事業で、区民サービスの向上や業務改善に資する事業（例：〇〇システムの導入、〇〇助成制度の創設など）

6 区議会の意見の反映

計画策定の各段階で報告し、区議会の意見・要望を求め、計画への反映に努める。

7 住民参加

計画策定に際しては、長期計画審議会に諮り、意見聴取を行う。

また、様々な機会を通じて、周知、啓発に努め、広く区民意見を伺っていく。

8 検討体制

政策決定会議の専門機関として設置した長期計画策定検討委員会（構成員は、副区長、教育長及び全部局長）及び同委員会の下部組織として設置した長期計画起草委員会（庶務担当課長等で構成）において検討を行い、全庁的な調整を図ることとする。

9 策定スケジュール（予定）

令和3年	4月23日	特別委員会に策定要領報告
	4月中旬以降	基本計画・実施計画原案作成開始 所管案提出・全体調整 区長ヒアリング 基本計画・実施計画原案作成
	10月下旬以降	基本計画・実施計画素案作成 素案公表・パブリックコメント実施 地区別説明会 基本計画・実施計画案作成
令和4年	1月以降	基本計画・実施計画案決定
	3月	基本計画・実施計画策定

以 上